起業・創業支援事業フローチャート（補助金交付までの流れ）

申請要件チェック

- □①香美町内に住所があり、2年以内に創業を行う。
- □②香美町の徴収金に滞納がない。
- □③申請する事業は、香美町内で営むものである。
- □④申請するにあたり、商工会開催セミナー（全５回、個別相談を含む）を受講する。
- □⑤申請する事業は、風営法の規定に該当する事業、フランチャイズ等の事業ではない。
- □⑥申請する事業について、町の他の補助金を受けていない、又は受けようとしていない。

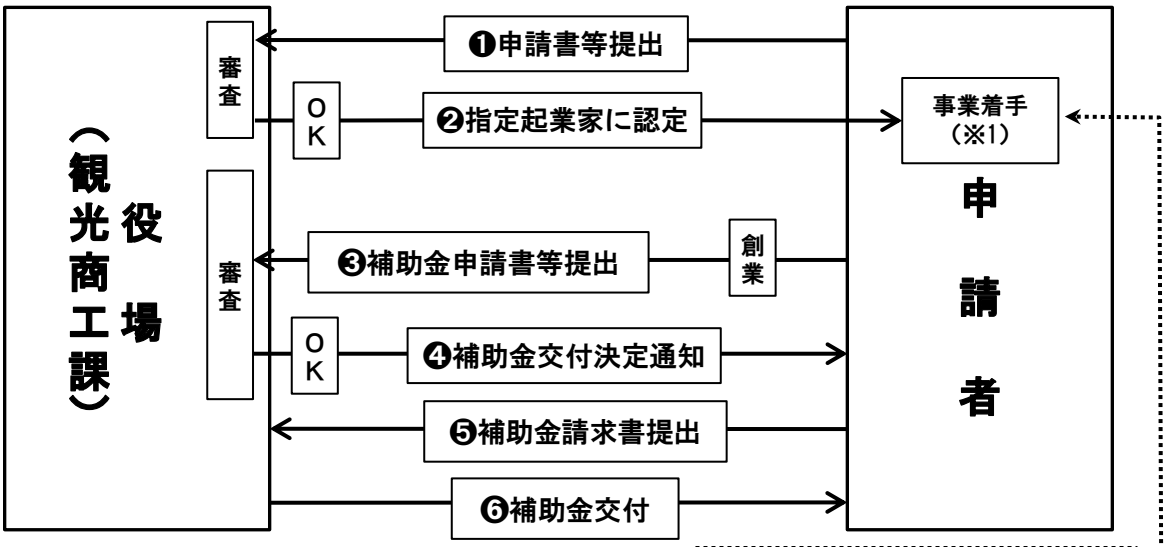

❶ 以下の書類を、役場観光商工課に提出してください。

- ○ 指定起業家指定申請書（様式第１号）
- ○ 起業・創業計画書（様式第２号）
- ○ 申請者本人の住民票の写し
- ○ 町税の納税証明書

（※1）
指定起業家に認定される前に着手（対象経費の支払い等）された場合は、補助金交付の対象となりませんので、ご注意ください。

❷ 指定起業家として認定された場合は、申請者へ**指定起業家指定通知書**が送付されます。
（認定されなかった場合は、提出書類はすべて申請者にお返しします。）
※ 指定起業家指定通知書が送付された後に、提出した書類に記載している事項に変更が生じた場合は、**起業・創業変更届出書（様式第４号）**を必ず提出してください。

❸ 指定起業家として認定後２年以内に補助対象要件を満たし創業した場合、以下の書類を、役場観光商工課に提出してください。

- ○ 起業・創業支援事業（一般・移住）補助金交付申請書（様式第５号）
- ○ 起業・創業に係る経費の領収書の写し
- ○ 個人事業の開廃業等届出書の控え
- ○ 起業・創業に係る完成写真
- ○ 起業・創業に関して、許可・認可・登録・届出が必要な業種については、それを証明できる書類の写し
- ○商工会開催のセミナーをすべて受講したことを証明する書類の写し

※ 法人として事業を開始する場合は、上記の書類に加えて、以下の書類も添付してください。
- ●法人の登記事項証明書
- ●定款又は規約

❹ 審査のうえ申請書類に不備等がなければ、申請者へ**起業・創業支援事業（一般・移住）補助金交付決定通知書（様式第６号）**が送付されます。
※ 審査上、必要に応じて、現状の聞き取りや実地調査にご協力いただくことがあります。

❺ 決定通知を受けたら、**起業・創業支援事業（一般・移住）補助金請求書（様式第７号）**を役場観光商工課に提出してください。

❻ 役場から補助金が交付されます。